

給水栓
(追補 1)

正 誤 票

区分	位 置	誤	正
本体	表 3 カドミウム及びその化合物の判定基準の単水栓及び湯水混合水栓欄	カドミウムの量に関して 0.000 3 mg/L 以下	カドミウムの量に関して 0.000 3 mg/L 以下 ^{a)}
	鉛及びその化合物の判定基準の単水栓及び湯水混合水栓欄	鉛の量に関して 0.001 mg/L 以下 ^{a)}	鉛の量に関して 0.001 mg/L 以下 ^{b)}
	亜鉛及びその化合物の判定基準の単水栓及び湯水混合水栓欄	亜鉛の量に関して 0.1 mg/L 以下 ^{a)}	亜鉛の量に関して 0.1 mg/L 以下 ^{b)}
	銅及びその化合物の判定基準の単水栓及び湯水混合水栓欄	銅の量に関して 0.1 mg/L 以下 ^{a)}	銅の量に関して 0.1 mg/L 以下 ^{b)}
	フェノール類の判定基準の単水栓及び湯水混合水栓欄	フェノールの量に換算して 0.000 5 mg/L 以下 ^{b)}	フェノールの量に換算して 0.000 5 mg/L 以下 ^{e)}

区分	位置	誤	正
本体	表 3 注 ^{a)} ～注 ^{e)}	<p>注^{a)} 主要材料として、銅合金を使用している単水栓及び湯水混合水栓では、鉛及びその化合物の項中“0.001 mg/L”とあるのは“0.007 mg/L”，亜鉛及びその化合物の項中“0.1 mg/L”とあるのは“0.97 mg/L”，銅及びその化合物の項中“0.1 mg/L”とあるのは“0.98 mg/L”とする。</p> <p>b) パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している単水栓及び湯水混合水栓は、当分の間、フェノール類の項中“0.000 5 mg/L”とあるのは“0.005 mg/L”とする。</p> <p>c) 止水栓及びボールタップのトリクロロエチレンは、2011年3月31日までは0.03 mg/L以下とし、2011年4月1日からは0.01 mg/L以下とする。</p> <p>d) 単水栓及び湯水混合水栓のトリクロロエチレンは、2011年3月31日までは0.003 mg/L以下とし、2011年4月1日からは0.001 mg/L以下とする。</p>	<p>注^{a)} カドミウム及びその化合物は、単水栓及び湯水混合水栓については、2012年3月31日までは、0.001 mg/L以下とし、2012年4月1日からは、0.000 3 mg/L以下とする。</p> <p>b) 主要材料として、銅合金を使用している単水栓及び湯水混合水栓では、鉛及びその化合物の項中“0.001 mg/L”とあるのは“0.007 mg/L”，亜鉛及びその化合物の項中“0.1 mg/L”とあるのは“0.97 mg/L”，銅及びその化合物の項中“0.1 mg/L”とあるのは“0.98 mg/L”とする。</p> <p>c) 止水栓及びボールタップのトリクロロエチレンは、2011年3月31日までは0.03 mg/L以下とし、2011年4月1日からは0.01 mg/L以下とする。</p> <p>d) 単水栓及び湯水混合水栓のトリクロロエチレンは、2011年3月31日までは0.003 mg/L以下とし、2011年4月1日からは0.001 mg/L以下とする。</p> <p>e) パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している単水栓及び湯水混合水栓は、当分の間、フェノール類の項中“0.000 5 mg/L”とあるのは“0.005 mg/L”とする。</p>

平成 23 年 6 月 1 日作成